

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会

(第8期計画期間 第9回会議)

日時：令和5年6月21日（水）
午後3時45分～

次 第

1 開 会

2 委員長の選出

3 報 告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

4 議 事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1～6-3)
- (2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料7)(参考資料7-1)

5 その他

6 閉 会

資 料

- 資料 1 小規模多機能型居宅介護(建設建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について
- 資料 2 指定地域密着型サービスの事業の廃止について
- 資料 3 事前協議事業者の辞退について
- 資料 4 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について
- 資料 5 施設の整備状況について
- 参考資料 5-1 施設整備状況一覧表(令和 5 年 6 月 1 日現在)
- 資料 6 指定地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料 6-1~6-3 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業概要
- 資料 7 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について
- 参考資料 7-1 指定地域密着型サービス事業所に対する運営指導の実施状況等について

仙台市介護保険審議会

地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第9回会議）議事録

日時：令和5年6月21日（水）15:45～17:00

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、折腹実己子委員、黒島武志委員、小坂浩之委員、田口美之委員、渡邊純一委員 以上6名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 委員長の選出

折原実己子委員から石附敬委員を委員長に推薦 → 異議なし

石附敬委員長から渡邊純一委員を委員長職務代理者に指名 → 異議なし

3. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

⇒質問・意見なし。

4. 議事

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料6)(参考資料6-1～6-3)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：資料6-3記載の看護小規模多機能型居宅介護について、管理者や従業員数、協力医療機関等、

申請内容に関して数点変更が生じたが、事業所として最善の体制を整備できたため、結果的には良かった。また、看護小規模多機能型居宅介護の宿泊に要する費用が1泊1,500円というのは安く良い。様々な経営努力をされていると思う。ぜひ他の事業所と差別化して良いサービスを提供してほしい。

石附委員長：宿泊に要する費用を値上げする際は、仙台市に申請し変更するようになるのか。

稲辺係長：運営規程に関わることであるため、届け出いただくようになる。

石附委員長：宿泊費用の変更はよくあることか。

稲辺係長：皆無ではないが、頻繁にあるものではない。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について (資料7) (参考資料7-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：運営指導の実施時期について、平成26年以降実施できていない事業所があるなど、更新までの間に実施できていない期間が長期化しすぎている事業所が見受けられる。コロナウイルス感染症の影響もあり、事業所を訪問して運営状況を確認することは困難であったと思うが、サービスの内容や職員配置、研修の機会の確保等、事業所の運営状況を詳細に確認することは、大変重要な機会である。また、あまりにも運営指導を実施できていない期間が長期化すると、その間の事業の様子が見えにくくなり、運営指導の際の事業所への指摘内容が、より深刻化する可能性がある。集団指導等も活用し、適宜情報提供をしていたかと思うが、コロナウイルス感染症が感染症法において5類になった今、事業所を指定する側としての責任や考え方を事業所に伝え、しっかりとサービス提供していただく体制を整えることが大事だと思う。今後の運営指導の在り方等をどのように立て直していくのか、考えを伺いたい。

古城課長：確かに、コロナウイルス感染症の影響により、運営指導の実施が予定よりずれ込んでしまったが、コロナウイルス感染症が落ち着いてきたこともあり、昨年度くらいから、例年通りの実施に近づけるよう努めていた。しかし、コロナウイルス感染症の影響により実施できていなかった事業所を優先的に実施しているため、未だ後ろ倒しになってしまう事業所がある。今年度については、より例年に近い形で運営指導の予定を立てているところ。不測の事態が生じた時にも、すぐ中止にはせず、可能な限り延期という形をとれるよう、事業所と相談しながら、必要な頻度で適切に運営指導を実施していきたい。

折腹委員：事業所の数も多く大変だとは思いますが、サービスを利用している方にはとても大事なことであるため、よろしくお願ひしたい。

古城課長：現場に行かないと確認できないこともあるため、可能な限り実施できるよう取り組んでいきたい。

田口委員：厳しい指摘が複数ある事業所も見受けられる。更新するのであれば、改善状況の確認に加え、改善できなければ更新できない旨もしっかり指導すべきである。

古城課長：指摘した事項に関しては、本市としても責任をもって改善されたことを確認し、同様のことが起こらないように指導をしている。

田口委員：不適切な運営に関してはしっかり指導してもらいたい。

古城課長：補足だが、前年度の運営指導において指摘した事項に関しては、集団指導で当該事業所以外にも共有し、各事業所において同様の事例が発生していないか等、振り返りに役立ててもらって

いる。

石附委員長：不適切な運営に関しては、その後適切に対応ができていないか、しっかり確認いただきたい。

古城課長：いずれも改善事項は責任をもって確認している。

小坂委員：認知症対応型共同生活介護事業所において、研修を修了していない者が計画作成担当者として配置されていた状況について、あまり見たことのない事例だが、要因は何だったのか。

古城課長：事業所として、計画作成担当者として配置されている者が不明確であった。当課より職員配置について指摘し、その後、要件を満たす計画作成担当者を必要人数配置したことを確認済みである。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

5. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

稲辺係長：黒島委員について、県外へ転出されるため、当会議をもって委員をご退任されることとなった。

黒島委員⇒ご退任にあたってのご挨拶

次回開催について、事務局より説明。

6. 閉会